

公職選挙法

(昭和二十五年四月十五日法律第百号)

最終改正：平成二二年一二月三日法律第六五号

(議員の定数)

第四条 衆議院議員の定数は、四百八十人とし、そのうち、三百人を小選挙区選出議員、百八十人を比例代表選出議員とする。

2 参議院議員の定数は二百四十二人とし、そのうち、九十六人を比例代表選出議員、百四十六人を選挙区選出議員とする。